

電動車いす及び介護ベッドによる事故（参考資料）

1. 事故の発生状況

(1) 年代別 被害状況別 被害者数（全年代版）

① 電動車いす

図1に64歳以下を含めた全年代における「電動車いすの年代別 被害状況別 被害者数」を示します。

64歳以下においては7件の人的被害（重傷4件、軽傷3件）が発生しています。

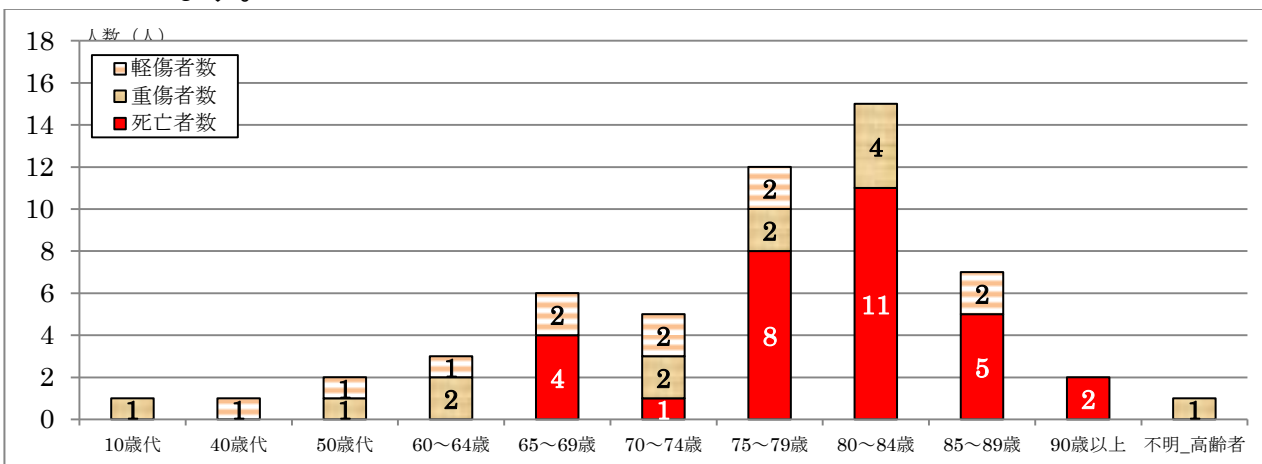


図1 電動車いすの年代別 被害状況別 被害者数（単位：人）

② 介護ベッド等

図2に64歳以下を含めた全年代における「介護ベッドの年代別 被害状況別 被害者数」を示します。

64歳以下においては6件の人的被害（死亡5件、重傷1件）が発生しています。

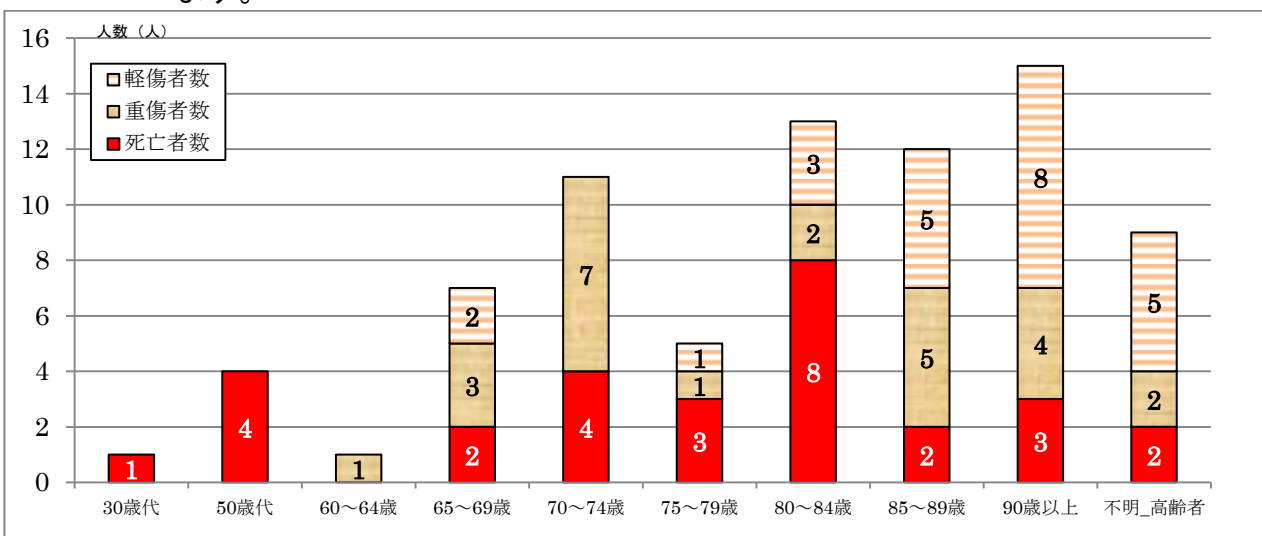


図2 介護ベッドの年代別 被害状況別 被害者数（単位：人）

(2) 製品種類別 被害状況別 事故件数

表1に「製品種類別 被害状況別 事故件数」を示します。

電動車いす及び介護ベッドによる65歳以上の高齢者による事故は、平成21年度から平成25年度までの5年間に合計138件（電動車いす59件、介護ベッド79件）ありました。

製品別に見ると、事故件数は「電動車いす(ハンドル型)」が最も多く50件(36.2%)発生しており、次いで「ベッド用グリップ」27件(19.6%)、「サイドレール」27件(19.6%)となっています。

表1 製品種類 被害状況別 事故件数^{※1}

製品の種類		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
電動車いす	ハンドル形	28 (28)	5 (5)	7 (7)	3 [3]	6	1	50 (40) [3]	
	ジョイスティック形	3 (3)	4 (4)	1 (1)		1		9 (8) [0]	
介護ベッド	介護ベッド(本体)	6 (6)	8 (8)	6 (6)	1	4		25 (20) [0]	
	ベッド用グリップ (介護ベッド用手すり等)	6 (6)	10 (10)	10 (10)			1	27 (26) [0]	
	サイドレール	12 (12)	6 (6)	8 (8)			1	27 (26) [0]	
合計	事故件数	55	33	32	4	11	3	138	
	被害者数	(55)	(33)	(32)	(0)	(0)	(0)	(120)	
	火災件数	[0]	[0]	[0]	[3]	[0]	[0]	[3]	

(※1) 平成26年8月31日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数。[]は火災件数。

人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(3) 月別事故発生件数

図3に「月別 事故件数」を示します。

電動車いすにおいては、7月～10月に事故が増加しています。また、外出が減る冬の時期の12月～3月に事故件数が減少しています。

介護ベッドにおいては、12月に事故件数が最も少なくなっていますが、ほぼ年間を通じて事故が発生しています。

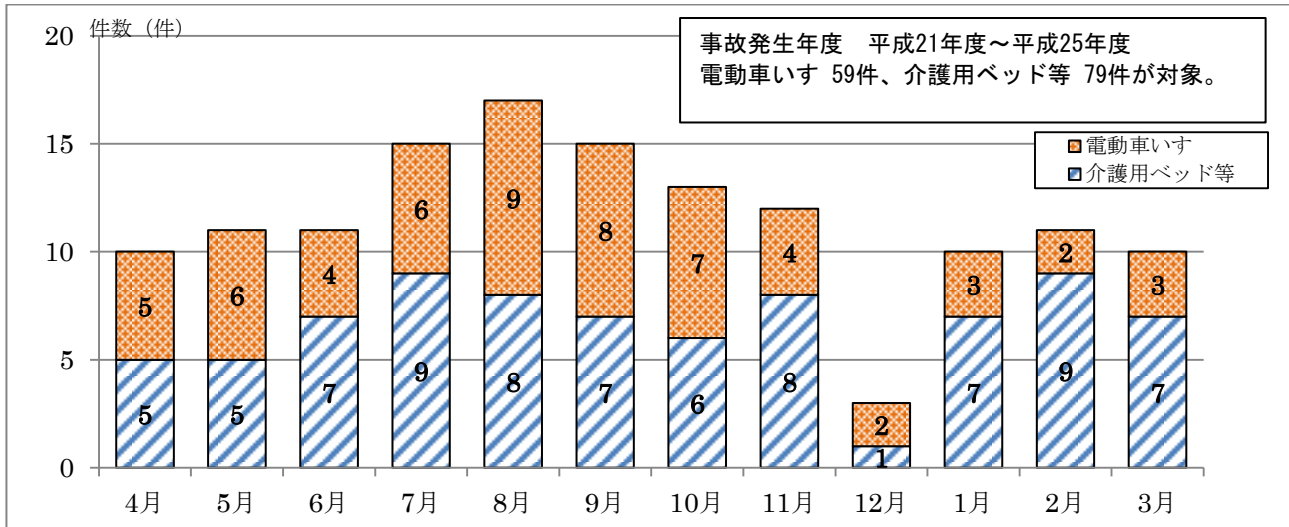


図3 月別 事故件数

(4) 事故原因区分別 事故件数

① 電動車いす

図4に「電動車いすの事故原因区分別 事故件数」を示します。

電動車いすによる事故59件のうち、現在調査中の2件を除く57件について、事故原因区分（別紙2参照）に基づいて分類すると、

- ・ 製品に起因する事故（事故原因区分：A、G3）は6件（10.5%）
- ・ 製品に起因しない事故（事故原因区分：D、E、F）は43件（75.5%）
- ・ 原因不明のもの（事故原因区分 G3を除くG）は8件（14.0%）

発生しており、「製品に起因しない事故」の占める割合が高くなっています。

また、使い方に関わる事故（事故原因区分:E、F）は40件（70.2%）となっています。

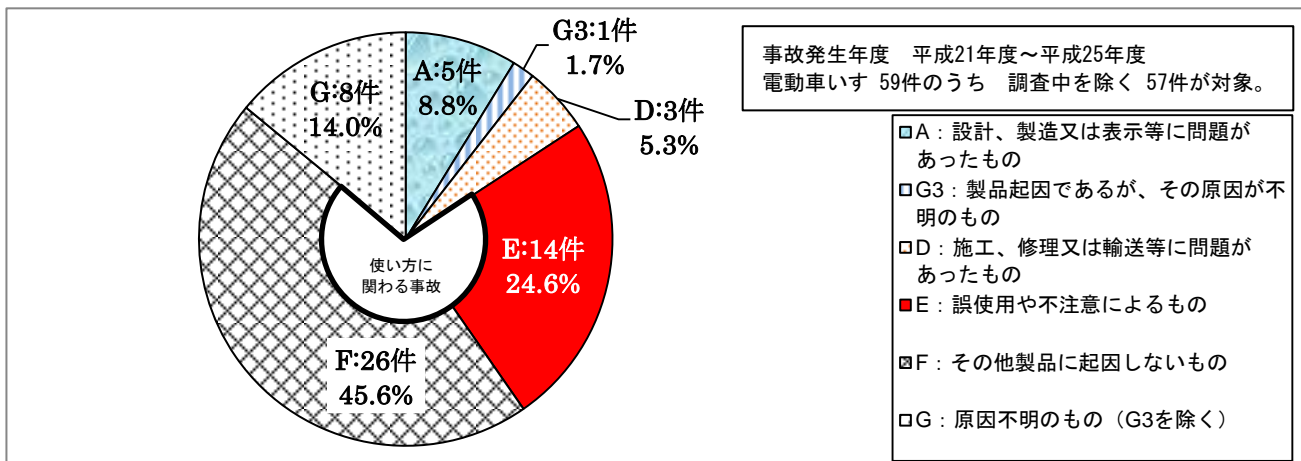


図4 電動車いすの事故原因区分別 事故件数

② 介護ベッド

図5に「介護ベッドの事故原因区分別 事故件数」を示します。

介護ベッドによる事故79件のうち、現在調査中の2件を除く77件について、事故原因区分（別紙2参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分：A、B）は13件（16%）
- 製品に起因しない事故（事故原因区分：D、E、F）は59件（72.9%）
- 原因不明のもの（事故原因区分 G3を除くG）は9件（11.1%）

発生しており、「製品に起因しない事故」の占める割合が高くなっています。また、使い方に関わる事故（事故原因区分：B、E、F）は67件（84.9%）となっています。

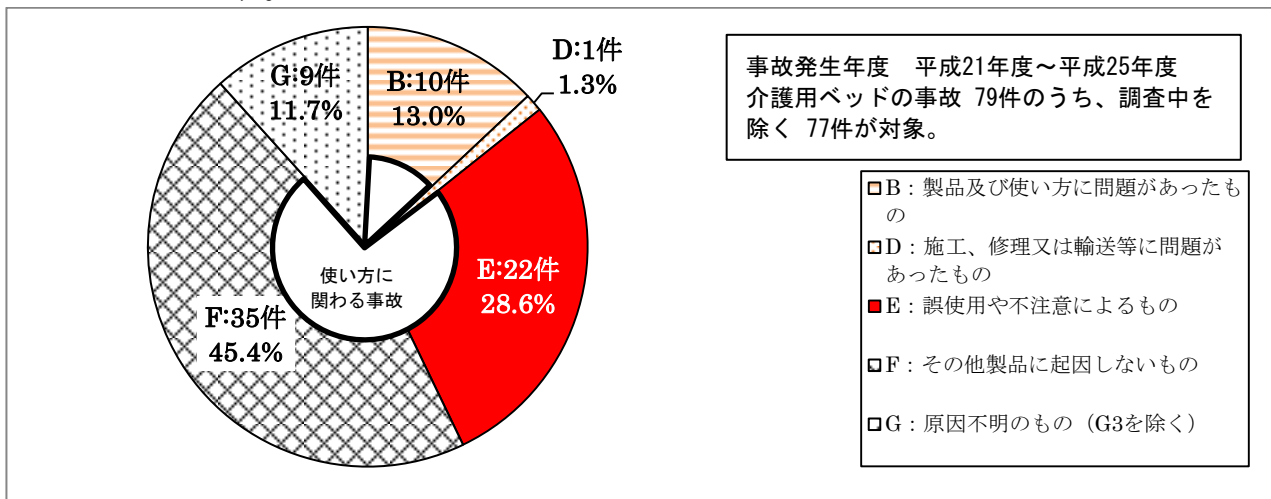


図5 介護ベッド等の事故原因区分別 事故件数

(5) 事故原因区分別 被害状況別 事故件数

① 電動車いす

表2に「電動車いすの事故原因区分別 被害状況別 事故件数」を示します。電動車いすによる事故は、「製品に起因しない事故」において人的被害の発生割合が非常に高くなっています。

表2 電動車いすの事故原因区分別 被害状況別 事故件数^{※2}

製品の種類		被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
			死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの			1 (1)		3	1	5 (1) [0]	
	B: 製品及び使い方に問題があったもの							0 (0) [0]	
	C: 経年劣化によるもの							0 (0) [0]	
	G3: 製品起因であるが、その原因が不明のもの					1		1 (0) [0]	
製品に起因しない事故	D: 施工、修理又は輸送等に問題があったもの		1 (1)	1 (1)		1		3 (2) [0]	
	E: 誤使用や不注意によるもの	7 (7)	3 (3)	4 (4)				14 (14) [0]	
	F: その他製品に起因しないもの	20 (20)	4 (4)		1 [1]	1		26 (24) [1]	
G: 原因不明のもの (G3を除く)		3 (3)		2 (2)	2 [2]	1		8 (5) [2]	
H: 調査中のもの		1 (1)	1 (1)					2 (2) [0]	
合計	事故件数	31	9	8	3	7	1	59	
	被害者数	(31)	(9)	(8)	(0)	(0)	(0)	(48)	
	火災件数	[0]	[0]	[0]	[3]	[0]	[0]	[3]	

(※2) 平成26年8月31日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数。[]は火災件数。
人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

2. 電動車いす及び介護ベッドの現象別 被害状況別 事故件数

表 4 電動車いすの現象別 被害状況別 事故件数^{※3}

現象の内容	被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品損破		
事故原因区分B〜F	電動車いすで走行中に転倒、転落等	23 (23)	3 (3)	3 (3)				29 (29) [0]
	舗装路から側溝、用水路、川などへ転落	15 (15)	1 (1)					16 (16) [0]
	未舗装路から田んぼなどへ転落	6 (6)						6 (6) [0]
	坂道を走行中に転倒	2 (2)	1 (1)	3 (3)				6 (6) [0]
	クッションを重ねて使用したため、着座安定性が悪くなって転倒		1 (1)					1 (1) [0]
	踏切内で列車と衝突	4 (4)	1 (1)					5 (5) [0]
	操作の誤り（転倒防止バーを収納したまま走行、誤ってレバーに触れて誤作動等）		2 (2)	1 (1)				3 (3) [0]
	整備不良（ギヤ用オイルが無い状態での使用、ボルトの締め付け不足、部品の摩耗等）		2 (2)	1 (1)		1		4 (3) [0]
	その他（駐輪場に置いた電動車いすが焼損、モーター動作に不具合が発生等）				1 [1]	2		3 (0) [1]
A: 設計、製造または表示等に問題があったもの			1 (1)		3	1	5 (1) [0]	
G: 原因不明のもの（G3を除く）	3 (3)		2 (2)	2 [2]	1		8 (5) [2]	
H: 調査中のもの	1 (1)	1 (1)					2 (2) [0]	
合計	事故件数 被害者数 火災件数	31 (31) [0]	9 (9) [0]	8 (8) [0]	3 (0) [3]	7 (0) [0]	1 (0) [0]	59 (48) [3]

表 5 介護ベッドの現象別 被害状況別 事故件数^{※3}

現象の内容		被害状況			人的被害		物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損				
事故原因区分B、F	隙間に頭や手足を挟みこんだ	20 (20)	17 (17)	16 (16)				2	55 (53) [0]	
	介護ベッドの床板昇降用機構部に電源コードを挟みこんで断線				1	3			4 0 [0]	
	その他(荷重をかけた際に破損、乗り越えようとした際にバランスを崩して転倒等)	2 (2)	2 (2)	3 (3)					7 (7) [0]	
	原因不明	1 (1)	1 (1)						2 (2) [0]	
A:設計、製造または表示等に問題があったもの									0 (0) [0]	
G:原因不明のもの (G3を除く)		1 (1)	3 (3) [1]	4 (4)		1			9 (8) [1]	
H:調査中のもの			1 (1)	1 (1)					2 (2) [0]	
合計	事故件数 被害者数 火災件数	24 (24) [0]	24 (24) [1]	24 (24) [0]	1 (0) [0]	4 (0) [0]	2 (0) [0]	79 (72) [1]		

(※3) 平成 26 年 8 月 31 日現在、重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数。[]は火災件数。
 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

3. 電動車いす及び介護ベッドによる事故の防止（全般）

（1） 電動車いすの事故の防止

① 運転時の注意事項

- **走行中は路肩に寄りすぎない**
幅の狭い道路の走行時や道を譲ろうとする時など、走行中は路肩に寄りすぎないように注意してください。
- **踏切の横断はできる限り避ける**
踏切の横断はできる限り避けてください。
やむを得ず横断する場合は、必ず一旦停止して左右の安全を確認してください。その際、脱輪したり線路の溝にタイヤが挟まらないようハンドルをしっかり握り、線路に対してできる限り直角に渡ってください。
踏切内で立ち往生した場合は、慌てず介護者や周りの人の協力を得て、非常ボタンを押してもらうとともに、直ちに踏切内から脱出してください。その後、安全が確認されてから車いすを踏切から出してください。
- **坂道を下る際は、速度を遅めに設定する**
坂道を下る際は、取扱説明書の指示に従い、速度を遅めに設定して走行してください。
- **クラッチ（手押し走行装置）を切ったの走行は絶対に行わない**
特に坂道では、スピードが徐々に加速して速くなり過ぎてブレーキが効かなくなることがあります。
- **電動車いすから乗り降りするときは、必ず電源スイッチを切る**
電源が入った状態だと、体の一部がレバーなどに触れてしまい、突然動き出して転倒するおそれがあります。
- 以下のような場所では、利用を避けるか、または、介助者と一緒に利用してください
 - 濡れた落ち葉で滑りやすい場所
 - あぜ道や砂利道など舗装されていない道

② 初めて使用する時は十分に練習を行うほか、講習会に参加する

電動車いすによる事故の約30%は、使用開始から1年未満に発生しています。電動車いすを初めて運転するときは、電動車いすの操作や速度に慣れるため、安全な広い場所で十分に練習を行ってください。

初めて運転するときや新しい電動車いすに乗り換える場合などには、地域の交通安全協会や社会福祉協議会などが開催する安全運転講習会等に参加して、正しい使用方法を習得してください。

また、電動車いすの使用中也、定期的に安全運転講習会等に参加して、正しい使用方法を習得してください。

③ 運転前の日常的な点検の実施

- **バッテリーの残量を確認する**
遠出をする場合には必ずバッテリー残量を確認し、満充電（電荷が十分に蓄えられた状態）になっていることを確認してください。
- **日常点検の実施**
タイヤの摩耗状況の確認やレバーのがたつきの有無等、取扱説明書に従って必ず日常点検を行ってください。

(2) 介護ベッドの事故の防止**① 介護ベッドの隙間を確認する**

介護ベッドの使用前には、介護ベッドとサイドレール、ベッド用グリップの周囲に頭や首、手足が入り込みそうな隙間がないかを確認してください。

必要に応じて、サイドレールやベッド用グリップをより隙間の小さいものに交換するか、ベッドボードの周りの隙間をクッション等でふさいで使用してください。

また、製品によってはサイドレールやベッド用グリップのカバーやスペーサーを販売・配布しているものがあるので、確認してください。

② 製品の組み合わせが適切か確認する

介護ベッドとサイドレール、ベッド用グリップ等の組み合わせが適切か確認してください。

異なるメーカーの製品を組み合わせると、通常よりも隙間が大きくなり、首や頭、手足が入り込み、死亡、重傷等の被害を負うおそれがあります。

③ 介護ベッドの破損・変形、固定状況を確認する

介護ベッドやサイドレール、ベッド用グリップに破損・変形はないか、確実に固定されているか、確認してください。

急に固定が外れて転倒し、けがをするおそれがあります。

④ 介護ベッドと周囲の家具、壁との空間を確認する

介護ベッドの周りの家具や壁との間に体が挟まりそうな空間はないか、確認してください。ベッドと他の物との隙間に体の一部が入り込み、重傷を負うおそれがあります。

⑤ 介護ベッドの周りを整頓する

介護ベッドの周りは整頓されているか、また介護ベッドの下や上に物を置いていないか、確認してください。

使用者が物を取ろうとして身を乗り出し、転落、またはサイドレール等の隙間に挟まって、死亡や重傷等の被害を負うおそれがあります。

以上